

『司法試験&予備試験 体系別 短答過去問題集 民法 第2版』

追補・令和元年6月7日改正民法（特別養子縁組）

以下の記述は、本書の制作段階では時期的に反映することができなかった令和元年6月7日改正民法（特別養子縁組）に対応するため、本書に修正を施したものです。ぜひご活用ください。

* 法改正に対応するため、修正を施した部分には下線を引いています。

2020年1月6日

頁	対応箇所	対応前	対応後
1039 頁	第 423 問 肢エ（問題文）	エ. 養親となる者が家庭裁判所に対して特別養子縁組の成立の申立てをした時点で、養子となる者が10歳であるときは、家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させることはできない。	エ. 養親となる者が家庭裁判所に対して特別養子縁組の成立の申立てをした時点で、養子となる者が <u>18歳</u> であるときは、家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させることはできない。 <u>改題</u>
1040 頁	第 423 問 肢エ（解説）	正誤：○ 解説：特別養子縁組において、養子となることができるのは、特別養子縁組の成立の申立てをした時点で6歳未満の者か、又は8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている者に限られる。(817の5)。したがって、特別養子縁組の成立の申立てをした時点で10歳に達する者を養子として特別養子縁組を成立させることはできない。よって、本肢は正しい。	正誤：○ 解説：特別養子縁組において、 <u>養子となることができるのは、原則として、養親となる者の家庭裁判所への請求(817の2)の時点で15歳未満の者である(817の5I前段)。また、例外的に、上記請求の時点で15歳に達している者であっても、養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されており、かつ、15歳に達するまでに上記請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、18歳に達するまで養子となることができる(同II)。しかし、特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者は、例外なく、養子となることができない(同I後段)。したがって、養親となる者が家庭裁判所に対して特別養子縁組の成立の申立てをした時点で、養子となる者が18歳であるときは、家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させることはできない。よって、本肢は正しい。</u>

以上